共通資料２

三重県総合税システムにかかるデータ抽出ツール作成業務委託

仕様書（案）

１　委託業務名　　総合税システムにかかるデータ抽出ツール作成業務

２　業務の概要

現在、運用を行っている総合税システムについて、機器リース期間が終了する令和 12 年９月末日（予定）までに、新たな三重県総合税システムの再構築を実施することとしている。そのため、本県、及び、次期三重県総合税システムにかかる受託事業者（以下、「次期受託事業者」という。）とデータ抽出範囲等についての検討を行ったうえで、現行システムから次期三重県総合税システムに対して移行すべきデータを繰り返し、かつ、簡便に抽出することが可能なデータ抽出ツールを作成する。

３　業務内容　　別紙一覧表のとおり

４　契約期間　　契約締結日から令和１０年９月３０日

５　運用開始日　　令和１０年７月初め予定

６　委託業務の内容及び範囲

総合税システムにかかるデータ抽出ツール作成業務として、以下の対応を行う。

（１）現行システムにかかるデータ一覧の作成
（２）次期受託事業者との協議
（３）対象データのテスト抽出（ツールを使わない抽出）
（４）修正対象データの抽出
（５）修正対象データの修正作業
（６）データ抽出ツールの設計
（７）データ抽出ツールの作成
（８）各種テストの実施
（９）データ抽出ツールにかかる業務引継ぎ

７　納入物件（成果物等）

各種設計書(電子データ)、プログラムソース(電子データ)及びロードモジュール(電子データ)、各種テスト結果等（原則として電子データ　ただし、重要な結果については紙媒体）

【部数】各１部（電子データはファイルサーバへ格納し、各種設計書についてはマイクロソフトオフィス等で閲覧できること）

８　システム要件

機能要件は別紙一覧表のとおり

性能要件として、本委託業務で作成するツールの使用が現行システムに影響を与えることのないようにすること

９　業務履行場所

三重県津市栄町１丁目８９１　　吉田山会館内

上記以外の業務履行場所については、受託者が準備し三重県の承認を得ること。

10　納入期限及び検査時期

納入期限：令和１０年９月３０日

検査時期：業務完了報告書提出後別途指示する日

11　納入及び検査場所

三重県津市栄町１丁目８９１　三重県総務部税務企画課　電算班

12　特記事項

(1)　受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　三重県に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2)　受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(3)　三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(4)　前項の規定により契約を解除した場合、受託者は三重県に対し契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を支払うものとする。このために受託者に損害が生じた場合でも、三重県はその責めを負わないものとする。

13　その他

情報セキュリティに関する受託者の責任については、以下のとおりとする。

①　受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。

なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。

②　受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USB メモリ等）に三重県に関連する情報を保存すること及び本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。

③　受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。

④　受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

⑤　受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。

ア　情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。

イ　発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得ること。

ウ　再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。

エ　上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。